## 平成29年第5回五戸町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成29年5月11日 (木) 午前9時30分から10時08分まで
- 2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
- 3. 出席委員 (22人)

会 長 三 浦 房 雄 君 会長職務代理者川﨑 良 巳 君

3 番 中川原 隆 雄 君 4 番 佐々木 克 文 君

5 番 時 田 宏 君 6 番 上 山 和 男 君

7 番 久 保 隆 藏 君 8 番 鈴 木 勝 利 君

9 番 中川原 一 義 君 10番 中 里 光 朋 君

1 1 番 岩 井 壽美雄 君 1 2 番 鳥谷部 孝 雄 君

13番 三 浦 亮 一 君 15番 柏 田 雅 俊 君

16番 佐々木 一 榮 君 17番 大 沢 トモ子 君

18番 北 村 勉 君 19番 沢 田 良 一 君

20番 浦屋敷 節 男 君 21番 鈴 木 幸 雄 君

22番 鳥谷部 甚一郎 君 23番 森 田 英里子 君

- 4. 欠席委員 (1人)
  - 14番 豊川 敏雄 君
- 5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 業務報告
  - 第3 報告第 9号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理

について

報告第10号 法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答に

ついて

第4 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計

画の承認について

議案第32号 五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委

嘱に関する規程の一部を改正する規程案

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 竹洞晴生君

事務局次長・総務班長事務取扱 赤 坂 真 弓 君

主幹黒沢満尋君

主 幹 早 狩 千 春 君

7. 会議の概要

会長(三浦房) ただ今から平成29年第5回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上 げます。

本日の総会の議事日程はお手元に配布してありますとおり、報告第9号、第10号の2件及び議案第30号から第32号までの3件です。 よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局(竹洞) 本日は、14番 豊川敏雄 委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は23名中22名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、五戸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務める ことになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

**議 長(三浦房)** これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会 議書記の指名を行ないます。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

**議 長 (三浦房)** それでは、1 2番 鳥谷部 孝 雄 委員 2 1番 鈴 木 幸 雄 委員

にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂真弓事務局次長・総務 班長事務取扱と早狩千春主幹を指名いたします。

- **議 長(三浦房)** それでは、日程第 2 業務報告について、事務局より業務報告 の朗読と説明をお願いします。
- 事務局(赤坂) 「業務報告の朗読及び説明」
- **議 長(三浦房)** ただ今の報告について、質問のある方は挙手をお願いいた します。

### (質問なし)

- 議 長(三浦房) よろしいですか。以上で日程第2の業務報告を終わります。
- **議 長(三浦房)** 次に、日程第3の報告第9号「農地法第18条第6項の規定 による通知書の受理について」を事務局より説明をお願いします。
- **事務局(早狩)** それでは、議案書の1ページと参考資料の1ページ報告第9 号をご覧ください。

農地の説明をいたします。倉石又重字中崎●●●、畑、面積は3,135平方メートルです。賃貸人と賃借人はご覧のとおりです。以上です。

**議 長(三浦房)** ただ今の報告第 9 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

- **議 長(三浦房)** よろしいですか。特に発言がないようですので以上で報告 第9号を終わります。
- 議 長(三浦房) 次に、日程第3報告第10号「法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について」を事務局より説明をお願いします。
- **事務局(黒沢)** はい。それでは議案書の2ページと参考資料の3ページ報告 第10号をご覧ください。平成29年4月18日付けで回答を求められ たもので、5月2日に、三浦会長、佐々木委員、三浦委員及び事務局 2名で、現地調査をした結果の報告でございます。

**議 長(三浦房)** ただ今の報告第 10 号について、発言のある方は挙手をお 願いいたします。 (質問・意見なし)

- **議 長(三浦房)** よろしいですか。特に、発言がないようですので、以上で 報告第10号を終わります。
- 議 長(三浦房) ここで農地調査会、今月担当調査委員は
  4番 佐々木 克 文 調査委員及び
  13番 三 浦 亮 一 調査委員です。
  調査委員席に着席してください。

(調査委員着席)

**議 長(三浦房)** それでは、日程第4の議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

ここで、議案第 30 号の 1 番につきましては、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$  委員の事案であり、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

# (●●●●委員退席)

- 議 **長(三浦房)** それでは、事務局より1番について説明をお願いします。
- 事務局(早狩) 議案書の3ページ議案第30号の1番をご覧ください。 農地の説明をします。所在は、筒口川原●●●と●●●の田んぼ、 苗代沢●●●の畑、田2筆2,067平方メートル、畑1筆804平方メー トル、合わせて2,871平方メートルです。譲受人と譲渡人はご覧のと おりで、贈与となっています。以上です。
- 議 **長(三浦房)**1番について、佐々木克文調査委員から現地調査の結果並びに 補足説明をお願いします。
- **佐々木克文調査委員** 座って報告させていただきます。農地法第 3 条の許可申 請に係る現地調査の結果を報告いたします。

総会資料の3ページ議案第30号の1番と参考資料の5ページをご 覧ください。

5月2日に、三浦会長と三浦亮一委員及び事務局職員3名と現 地調査を行いました。

1番の農地は、譲渡人はおばから農地を相続しましたが、農業の経験がなく、病弱なこともあって耕作できないため、同級生である譲受人に贈与するものございます。

これを受け、譲受人は水稲と野菜の作付けをする計画です。以上です。

**議 長(三浦房)** 説明が終わりました。議案第30号の1番について、質疑に 入ります。質疑ありませんか。

(なしの声)

**議 長(三浦房)** よろしいですか。それでは、採決いたします。

議案第30号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の 方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

**議 長(三浦房)** ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第30号の 1番は、原案のとおり決定いたしました。

ここで●●●●委員を入室・着席させてください。

(●●●●委員入室・着席)

- 議 **長(三浦房)** 引き続き、事務局より議案の説明をお願いいたします。
- **事務局(早狩)** それでは、議案書の3ページ議案第30号と参考資料の5ページをご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は1議案5件です。1番、2番及び4番は贈与による所有権移転に関する件、3番は賃貸借に関する件、5番は売買による所有権移転に関する件です。

1番から5番までは、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第 2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えま す。

ともに、経営規模拡大、農業経営の安定を図るものであり機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題はなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

参考までに、3番の借受人と4番の譲受人は同じ人物です。新規就農で、下限面積を満たしていると考えます。5番の売買価格は●●●円、10アール当りにしますと●●●円になっています。以上です。

- 議 **長(三浦房)** ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して佐々木克 文調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたしま す。
- **佐々木克文調査委員** 総会資料の3ページ議案第30号の2番からと参考資料の9ページをご覧ください。
  - 1番と同じく、5月2日に現地調査を行いました。
  - 2番の農地は、譲渡人が高齢のため、孫である譲受人に贈与するもので、譲受人は従来どおり耕作するそうです。
  - 3番の農地は、貸付人と借受人は親戚にあたり、借受人が農地を探していることを知って、貸付人が現在作付けしていない農地を賃貸借するものです。借受人は長芋を作付けするそうです。
  - 4 番の農地は、他人の畑に四方を囲まれているうえに進入路がなく、耕作が困難であるため、隣接地を耕作している譲受人に贈与するものです。譲受人は長芋の作付けを拡大する計画です。
  - 5番の農地は、譲受人が高齢で後継者もいないため、同じ集落に住む譲受人に売買するもので、譲受人は野菜を栽培する予定です。
    - 以上で調査結果の説明を終わります。
- **議 長(三浦房)** ありがとうございます。以上で調査結果の説明が終わりました。これより質疑に入ります。 質疑ありせんか。
- **17番(大沢)** 3番の $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\bigcirc$  さんって、これは何歳ぐらいの方ですか。
- **事務局(早狩)** 62歳です。

- **議 長(三浦房)** よろしいですか。あとはありませんか。
- **11番(岩井)** 2番の●●さんの件、登記簿と現況が違うのは何か原因があるのか。あの辺は畑だと思っていたが、田んぼがあったのかなとという気がしているがどうなんですか。
- 事務局(早狩) 畑でした。訂正させていただきます。
- **議 長(三浦房)** あとございませんか。それでは採決いたします。 議案第 30 号については、ただ今の田んぼを畑に訂正することとし て決定いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

# (全員挙手)

**議 長(三浦房)** 全員賛成ですので、議案第30号は2番の田を畑に訂正する こととして決定いたしました。

調査委員の方々はありがとうございました。指定席にお戻りください。

議 **長(三浦房)** 次に、日程第4の議案第31号「農業経営基盤強化促進法に 基づく農地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

## (●●●●委員退席)

- **議 長(三浦房)** 事務局より3番の1及び2について説明をお願いします。
- **事務局(黒沢)** それでは、議案書の5ページ議案第31号の3番の1と6ページ3番の2をご覧ください。
  - 3 番の 1 の所在は大字倉石又重字中崎●●●、地目は畑、面積は 3,030 平方メートル、同じく字中崎●●●、地目は畑、面積は 2,849 平方メートルです。2 年間の賃貸借となります。

6 ページをご覧ください。3 番の2の所在は大字倉石又重字前田内沢●●●、地目は畑、面積は1,354平方メートル、同じく前田内沢●●・、地目は畑、面積は1,378平方メートルです。こちらは5年間の賃貸借となります。以上です。

**議 長(三浦房)** 説明が終わりました。議案第 31 号の 3 番の 1 及び 2 についてこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長(三浦房) よろしいですか。それでは採決いたします。議案第31号の 3番の1及び2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙 手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長(三浦房)** ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第31号の 3番の1及び2は原案のとおり決定いたしました。

ここで●●●●委員を入室・着席させてください。

(●●●●委員入室・着席)

- **議 長(三浦房)** 引き続き、事務局より議案の説明をお願いいたします。
- **事務局(黒沢)** それでは、議案書の5ページ議案第31号をご覧ください。 五戸町長より平成29年4月25日付け五農林第62号で、農用地利 用集積計画の決定を求められています。1議案10件で、合計面積は 53,965平方メートルです。

1番、2番については、新規の貸付になります。1番は2年間の使用貸借、2番については1年間の賃貸借となります。3番の1がら7番については、町有地の貸付になり、3番の1から4番は再設定で、4番は1年間の賃貸借です。5番から7番については新規になります。5番、7番は5年間、6番については1年間の賃貸借になります。地目はすべて畑となります。8番の1、8番の2については、新規で、中間管理機構へ20年間の賃貸借となります。地目は田となっております。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

- **議 長(三浦房)** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- **15番(柏田)** 7ページの6番●●● さん、契約の期間が1年ということになっているんですが、前の、一番最初の、これは同じ場所を解約して、1年というのは●●さんばかりではなく4番もそうなんですけれども、1年というのはどういう理由で・・・。普通は1年というのはないと思うんですが何か特別な理由があるのか、それだけお聞きしたい。前にも聞いたような気がするが。
- 23番(森田) 前回、前々回に同じ質問の流れがあって、ウドを付けているので、連作できない作物の関係で交互に。解約した農地と今の借入れの農地が隣り合わせなんです。●●●と●●●で。だから交互に。で、空いた方を短期で借りる人が借りて違う作物を付けたりしてました。
- 事務局(黒沢) 6番の●●さんはウドを作付けしているということで、ウドは連作はできないそうなので、報告第9号の解約した農地と6番の農地は隣り合わせの農地になっております。解約した中崎●●●の方は1年休ませる形となり、いま新規で設定する●●●を作付けする形になると思います。
- **15番(柏田)** わかりました。
- **4 番(佐々木克)** 5ページの2番ですけれども、樹園地で1年賃貸借ということですが、樹園地だったら何の作物を作付けするのか、わかりましたら。
- **事務局(黒沢)** りんごを作付けすることになっています。
- **4 番(佐々木克)** 樹園地を 1 年しか借りないのであれば、あとはどうする のか。

- **事務局(黒沢)** 1年間やってみて、その後毎年更新ということになるのか、それはまだ確認していません。
- **7 番(久保)** 今年の3月に農協を辞めた人がここの畑を管理することになっている。この(利用権の設定を受ける)会社は、まだまだそういう畑を探していて、自分のところでやっていきたいと考えているようです。
- 議 長(三浦房) よろしいですか。それでは採決いたします。議案第31号に ついて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いしま す。

### (全員挙手)

- **議 長(三浦房)** ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第31号は 原案のとおり決定いたしました。
- 議 長(三浦房) 次に、日程第4の議案第32号「五戸町農業委員会の農地利 用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部を改正する規程案」を 議題に供します。

事務局より説明をお願いします。

**事務局(赤坂)** 議案書の8ページ議案第32号をご覧ください。

五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部を改正する規程案でございます。提案理由ですけれども、五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選考に関する要綱の廃止及び五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程の新設により関係条文及び様式の一部を改正するものでございます。9ページをご覧ください。

#### 「規程案を朗読〕

10 ページから 14 ページにつきましては、改正前と改正後を記載しておりますのでご覧いただきたいと思います。 以上です。

**議 長(三浦房)** ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑・意見なし)

**議 長(三浦房)** よろしいですか。それでは採決いたします。議案第32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- **議 長(三浦房)** 全員賛成ですので、議案第32号は原案のとおり決定いたしました。
- 議 **長(三浦房)** 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これにて、五戸町農業委員会第5回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成29年5月11日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員